

液化石油ガス法改正に関する取組宣言

利根沼田ガス事業協同組合は液化石油ガス法改正（2024年4月2日公布）に伴い、法令を遵守し、LPガス業界の商慣行是正に向けて率先して取り組むことを宣言致します。

1. 過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超える利益供与、お客様の事業者選択を制限する契約の締結は行いません。

2. 三部料金制の徹底

LPガス料金の透明化を高める為、三部料金制（基本料金／従量料金／設備料金）を採用して参ります。

3. LPガス料金の情報提供

賃貸住宅のLPガス料金につきまして、入居希望者に不動産オーナー、不動産管理会社等を通じて、事前に提示するように努めて参ります。

当組合は「安心・安全・信頼・地域とともに」を目指し、お客様に明るい未来を創造していく組合を目指して参ります。

2025年9月1日
利根沼田ガス事業協同組合